

議案第 13 号

平成 31 年度以降に使用する中学校道徳教科用図書の採択について

上記の議案を提出する

平成 30 年 8 月 8 日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

平成 31 年度以降に使用する中学校道徳教科用図書の採択について、三神地区教科用図書共同採択地区協議会において選定された図書の承認をいただく必要があるため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 16 号の規定によりこの案を提出する。

平成31年度以降に使用する中学校教科用図書(道徳)の採択について

◇ 根拠法 : 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第13条

- ・ 都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目ごとに1種の教科用図書について行なうものとする。
- ・ 第1項の場合において、採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書について協議会(次項及び第17条において「採択地区協議会」という。)を設けなければならない。
- ・ 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- ・ 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に掲載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りではない。

◇ 三神地区教科用図書共同採択地区協議会(2市4町)

- ・ 鳥栖市、神埼市、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町
- ・ 協議会は、次に掲げる事務を行なう。
 - ①地区内の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択に関し、協議して種目ごとに1種を選定する。
 - ②教科用図書選定委員会に教科用図書の採択に関し諮問すること。
 - ③選定委員会委員及び教科用図書研究部会研究員を委嘱すること。
 - ④その他、教科用図書の採択に関する重要事項で協議会において必要と認めるもの。

◇ 採択に至る経緯

平成30年5月31日	第1回三神地区教科用図書共同採択地区協議会 ・採択に関する概要の説明
6月19日	第1回三神地区教科用図書共同採択地区協議会選定委員会 ・選定委員の委嘱、採択に関する概要の説明
6月21日	第1回三神地区教科用図書共同採択地区協議会研究部会 ・研究部長及び研究員の委嘱、採択に関する概要の説明
7月 5日	第2回三神地区教科用図書共同採択地区協議会研究部会 ・教科用図書の研究(中学校道徳)
7月23日	第3回三神地区教科用図書共同採択地区協議会研究部会 ・教科用図書の研究及びまとめ(中学校道徳)
7月27日	第2回三神地区教科用図書共同採択地区協議会選定委員会 ・答申まとめ(中学校 3種 小学校 2種 選定)
8月 6日	第2回三神地区教科用図書共同採択地区協議会 ・1種選定

◇ 採択報告書(案) 別紙のとおり

◇ 今後の予定 平成30年9月 市報10月号にて公表

平成31年度以降使用中学校道徳教科用図書の採択案及び採択理由

種目	発行社略称	採 択 理 由
道 徳	日 文	いじめに関する内容を、各学年の重点項目としており、どの学年でも1学期に「『いじめ』と向き合う」のコーナーがあり、いじめについて考え、議論する材料となる教材が見開きで紹介されている。また、いじめの認知件数が多い1年生では1年間に3カ所ユニットが設定され、2年で2回、3年で1回になっている。 現代的な課題についての教材が充実しており、いのちの大切さや情報モラル、環境などといった様々な課題について知り、考えることができる。 問題解決的な学習や、体験的な学習活動についても、写真付きでわかりやすく示してあり、活動の様子をイメージしやすくなっている。 内容項目の4つの視点を、色と形から見分けられるよう工夫されている。また、中学校で学習する漢字に、振り仮名をつけるなど、ユニバーサルデザインに考慮した構成になっている。 道徳ノートについては、若い教師が増加していく中で、確実な授業の確保や、学習の記録保持として有効である。 道徳科として重要となっている「考え、議論する道徳」の学習として、最適の教科書と考える。